

第6章 津波避難訓練の実施

1. 津波避難訓練

市は、住民や関係機関が参加する津波避難訓練を実施する。自主防災組織、福祉施設、学校、医療施設等のほか、海岸付近の観光施設の管理者、ボランティア組織等も参加した地域ぐるみの避難体制の確立を図り、住民以外の観光客等についても幅広く参加を促し、避難誘導等の訓練を実施する。

2. 地域の津波避難訓練

市は、沿岸部の各地域において、津波避難訓練の実施を積極的に呼びかけ、自主防災組織等が実施する訓練等について定期的な実施ができるよう支援する。

【訓練の事例】

- 津波避難計画をもとに、津波の高さ、津波到達時間、避難時間等を想定した訓練。
- 津波の襲来は昼間とは限らないため、夜間においても訓練を実施し、避難時間等の昼夜の違いを住民が認識できるような訓練。
- 在宅・在社時、通勤・通学时等を想定した訓練。
- 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報の伝達までの一連の訓練。

これらのほか、避難行動の周知についても実施する。